

土地改良施設緊急支援事業実施要領

令和4年10月27日 農林部長決裁

令和5年 6月22日 最終決裁

(趣旨)

第1 土地改良区は、土地改良施設の管理を通じて、農業生産の中心的役割を担う団体であり、その機能と役割が十分発揮されることが重要である。

しかしながら、一般の電気料金の急激な上昇により、土地改良区は適正な施設の維持管理に支障をきたしている状況である。このため、施設管理に要する電気料金増高分の一部を予算の範囲内において補助し、土地改良区の健全な運営の継続を図るものである。

なお、補助金の交付に関しては、埼玉県土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和44年埼玉県告示第1043号、以下「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業の内容)

第2 本事業の内容は次のとおりとする。

1 事業実施主体

この事業の実施主体は、埼玉県土地改良事業団体連合会（以下、「事業実施主体」という。）とする。

2 間接補助事業者

この事業の対象者は県内に所在する土地改良区（土地改良区連合を含まない。）とし、事業実施するものを間接補助事業者（以下、「間接補助事業者」という。）とする。

3 事業内容

(1) 補助対象

ア 令和5年度事業の実施においては、令和5年度の電気料金高騰分を対象とし、間接補助事業者が費用負担している令和5年4月から令和5年10月までの期間を対象とした電気料金のうち連続する6ヶ月分の電気料金高騰分にあたる費用を補助対象とする。

イ 令和4年度事業の実施においては、令和4年度の電気料金高騰分を対象とし、間接補助事業者が費用負担している令和4年4月から令和4年12月までの期間を対象とした電気料金のうち連続する6ヶ月分の電気料金高騰分にあたる費用を補助対象とする。

ウ 省エネルギー化施設整備補助については、施設の省エネルギー化に係る施設の整備費用を補助対象とする。

ただし、ア、イについては、間接補助事業者が当該管理区域内の水利組合に対して電気料金に相当する経費を補助していることが明白な場合はその電気料金を補助することも可とする。

なお、間接補助事業者は、今回の補助事業と同種同様の補助を他の地方公共団体等から受ける場合は、その額を控除しなければならない。

(2) 補助金額の算定

第2の3(1)ア、イの補助金額の算定については、令和3年度と当年度の同月分

(6 か月分) を比較した際の電気料金高騰分の差額を補助対象額とする。

[算定式]

当年度〇月～□月まで電気料金－令和3年度〇月～□月まで電気料金＝補助対象額

(対象期間は連続する6 か月を限度とする。例：4月～9月まで)

(3) 補助金額の決定

県は事業実施主体が間接補助事業者に対し補助するのに必要な経費について、県の予算の範囲内において事業実施主体に補助するものとする。なお、事業実施に係る事務的経費については事業費の5%以内とする。

(4) 事業実施要件

この事業を実施しようとする間接補助事業者は、別に定める節電への取組を実施するものとする。

(5) 補助率

第3の(1)ア、イについては、10分の10以内。

第3の(1)ウについては、2分の1以内。

(事業実施期間)

第3 事業実施期間は令和6年3月31日までとする。

(事業の実施方法)

第4 本事業の実施方法は次のとおりとする。

1 事業実施主体

(1) 事業採択に関する手続き

事業を実施しようとする事業実施主体は、採択申請書および事業計画書(別記様式第1号)を令和4年度に実施する場合にあっては令和4年11月末日、令和5年度に実施する場合にあっては令和5年7月末日までに知事に提出するものとする。知事は、採択申請書の内容を審査のうえ、採択通知書(別記様式第2号)により事業実施主体へ通知するものとする。

(2) 補助金交付等に関する手続き

事業実施主体は、補助金交付等に関する手続きは県交付要綱の定めるところによる。

(3) 事業の実施

事業実施主体は間接補助事業者から提出された第4の2(1)の実施申請書(別記様式第3号)が事業実施要件を満たしているか審査し、知事が別に定める日をまでに補助対象となる申請額を集計し、知事へ報告する。

事業実施主体は、事業費の範囲内において間接補助事業者から申請のあった補助対象額の比例配分により、間接補助事業者への補助額を決定し、交付決定通知書(別記様式第4)により通知した後、補助金を交付するものとする。

(4) 補助金の交付

事業実施主体は第4の1(3)の手続きを経て、間接補助事業者から概算払い請求された場合、補助金を交付することが出来る。

(5) 状況報告

事業実施主体は、知事から要求があったときは、事業実施状況及び要件確認等に関する事項を書面で報告しなければならない。

(6) 補助事業の変更

事業実施主体は、総事業費を変更しようとするときは、事業計画書の変更等の手続きを行い、知事にその承認を受けなければならない。

2 間接補助事業者

(1) 事業の実施

事業実施を希望する間接補助事業者は、別記様式第3号の実施申請書を事業実施主体が定める日までに事業実施主体へ提出するものとする。

(2) 補助金の交付

間接補助事業者は、事業実施主体から通知された交付決定通知書により補助金の額が決定し、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第5号）により請求することが出来る。

(3) 状況報告

間接補助事業者は、事業実施主体から要求があったときは、事業実施状況及び要件確認等に関する事項を書面で報告しなければならない。

(補助金の使途)

第5 事業実施主体は、間接補助事業者に対し、この要領に定められた事項や節電への取組みに関する助言等指導するものとする。

2 事業実施主体は、間接補助事業者から返還された補助金があるときは、知事に返還するものとする。

(その他必要な事項)

第6 その他必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和4年10月27日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和5年6月22日から適用する。

別記様式第1号

事業採択申請書

〇〇〇〇〇〇号
令和 年 月 日

埼玉県知事 大野 元裕

住所
氏名
(公印省略)

土地改良施設緊急支援事業実施要領第4の1(1)の規定により、令和 年度新規地区として、下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 総事業費
【内訳】

別記様式第 1 号関係（事業計画書）

土地改良施設緊急支援事業 事業計画書	地区名	地区
令和（実施年）年 月 事業実施主体名		

1 目的

2 総事業費

3 事業内容

別記様式第2号

事業採択通知書

〇〇〇〇〇〇号
令和 年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 大野 元裕
(公印省略)

令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇〇号で採択申請のあった土地改良施設緊急
支援事業について、採択したので通知します。

別記様式第3号

事業実施申請書

〇〇〇〇〇〇号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

住所
氏名

土地改良施設緊急支援事業実施要領第4の2(1)の規定により、下記のとおり事業を実施したいので申請する。

記

- 1 事業実施の目的
- 2 補助対象額
- 3 事業完了予定年月日
- 4 添付書類
 - (1) 補助対象額計算書
 - (2) 令和3年度及び令和4年度の電気料金支払額が分かる証拠書類
 - (3) 節電取組書類
 - (4) 省エネルギー化施設整備計画

別記様式第 3 号関係 (その 1)

土地改良施設緊急支援事業 補助対象額計算書

○令和 3 年度電気料金支払実績

施設名	電気料金支払額(連続する6か月間) (千円)						計
	○月	○月	○月	○月	○月	○月	
計							※1

○令和 (実施年度) 年度電気料金支払実績

施設名	電気料金支払額(連続する6か月間) (千円)						計
	○月	○月	○月	○月	○月	○月	
計							※2

○補助対象額算定式

令和 (実施年度) 年度電気料金支払実績 - 令和 3 年度電気料金支払実績
 ○○○千円 (※2) - ○○○千円 (※1) = ○○千円

※他の地方公共団体等からの同種同様の補助金がある場合は、その額を記載する。

別記様式第3号関係（その2）

土地改良施設緊急支援事業 電気料金支払額 証明書類

令和3年度及び令和（実施年度）年度の電気料金支払額が分かる証拠書類（写し）を添付する。

<input type="checkbox"/>	電力会社が発行する領収実績票等の写し
<input type="checkbox"/>	電力会社への支払い実績が分かる通帳等の写し
<input type="checkbox"/>	その他（ 支払実績が確認できる書類名を記入 ）

※ 該当する□にチェックし、書類の写しを添付する。

別記様式第3号関係（その3）

節電に関する取組 令和（実施年）年 月 〇〇土地改良区

1. 対象とする土地改良区

(1) 土地改良区名

(2) 所在地

(3) 関係市町村

(4) 関係する事業名

2. 改良区の概要

(1) 受益面積

合計	水田	畑	その他
ha	ha	ha	ha

(2) 組合員数

人

(3) 管理する主たる土地改良施設

種 別	施 設 名
頭首工	
揚水機場	
排水機場	
水管理施設	
その他	

(4) 改良区における年間電気料金（過去3か年）

電力料金（千円）			
事業費に占める割合（%）			

3. 管理する土地改良施設の節電の取り組み

項目	実施の状況（上段：現況 下段：計画）
その他	

4. 今後想定される電気料金高騰に対応するための改良区の対策

(1) 目標とする改良区の対策

(2) (1)を実施するための課題

(3) 目標を実現するための具体的な方策

5. 令和5年度の節電取り組み実績（令和4年度に本事業を実施している場合に記入）

別記様式第3号関係（その4）

省エネルギー化施設整備計画

令和 年 月

〇〇土地改良区

1 省エネルギー化施設整備の概要

(1) 施設諸元

- ・施設名

- ・施設規模、構造

(2) 整備の目的及び効果

2 補助対象額の算定

(1) 補助対象額の算定

(2) 関係書類

- ・工事等契約関係書類の写し

別記様式第4号

交付決定通知書

〇〇〇〇〇〇号
令和 年 月 日

間接補助事業者名 様

事業実施主体名

令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇〇号で事業実施申請のあった土地改良施設緊急支援事業の補助額を決定したため、同実施要領第4の1(3)の規定により通知し、下記のとおり交付する。

記

1 地区名

2 交付金額 円

3 交付の条件

- (1) 間接補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- (2) 間接補助事業者は、補助金交付請求書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 間接補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに事業実施主体に報告するとともに、事業実施主体の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (4) 事業実施主体は必要に応じて、補助事業に係る事項について調査・検査あるいは報告を求めることができる。

別記様式第5号

土地改良施設緊急支援事業 補助金交付請求書

〇〇〇〇〇〇号
令和 年 月 日

事業実施主体名 様

間接補助事業者名

令和 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇〇号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり支払われたく、土地改良施設緊急支援事業実施要領第4の2(2)の規定に基づき請求します。

記

- 1 地区名
- 2 交付金額 円
- 3 請求額 円 (残額 円)
- 4 振込先
 - (1) 金融機関名
 - (2) 口座種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義